

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉光会いづみの杜の役員、評議員等、第三者委員の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「役員」とは、理事及び監事をいい、「評議員等」とは、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

2 この規程において「報酬等」とは、役員、評議員等、第三者委員の職務執行の対価として支払われる財産上の利益をいう。

(評議員等の報酬)

第3条 評議員等の報酬は日額とし、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席したときは、出席の都度、別表4による報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(役員等の報酬)

第4条 役員が理事会又は評議員会に出席した場合の報酬は日額とし、出席の都度、別表1による報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営の業務にあたった場合の報酬は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合の報酬は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

4 常務理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合の報酬は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

5 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合の報酬は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(苦情対応第三者委員の報酬)

第5条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて苦

情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（出張旅費）

第6条 役員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費（実費）は支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる

（役員等の職務証跡）

第8条 役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

（改正）

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この改定規程は、平成29年4月1日に遡って適用する。